

米国チャプター11 の概要と対応策

事業再生/倒産ニュースレター

2025 年 6 月 24 日号

執筆者:

[福岡 真之介](#)

s.fukuoka@nishimura.com

目次

- I はじめに
- II チャプター11 とは何か
- III 取引債権者の取り扱い
- IV 取引債権者が取るべき対応策
- V おわりに

I はじめに

最近、トランプ関税などの影響による経営環境の劇的な変化により、米国企業やグローバル企業の経営が悪化し、再建型倒産手続の一つであるチャプター11 の申立てが増加することも想定されます。直近では、自動車部品製造会社のマレリ株式会社がチャプター11 を申立てたことが記憶に新しいところです。本ニュースレターでは、米国連邦倒産法におけるチャプター11 の概要を説明するとともに、取引先がチャプター11 の申立てをした場合に日本企業が取るべき対応策について解説します。なお、米国連邦倒産法の詳細については、拙著「[アメリカ連邦倒産法概説](#)」（商事法務）をご参照ください。

II チャプター11 とは何か

チャプター11 とは、米国連邦倒産法第 11 章（Chapter11）に基づく再建型の倒産手続です。債務者企業（チャプター11 申立てを行った企業）が事業を継続しながら事業再生を図る手続であり、日本の民事再生手続に近い制度です。そもそも日本の民事再生手続はチャプター11 を参考に立法されており、チャプター11 は民事再生法の母法といえます。

チャプター11 では、原則として現在の経営陣が申立て後もそのまま引き続き業務を遂行します。このような仕組みを、DIP（Debtor in Possession）型といいます。

チャプター11 の申立てがなされると同時にオートマティック・ステイ（Automatic Stay）の効力が自動的に生じます。オートマティック・ステイには債務者に対する債権の取立てや担保権の実行など、債権者による一切の請求・権利行使を自動的に停止する効力があります。オートマティック・ステイの目的は、債権者が各自で債務者資産を差押えたりして、他の債権者より有利な地位を占めようとするのを防ぎ、倒産手続の下で全ての債権者のために公正に再建計画を進めることにあります。オートマティック・ステイ後は、債務者は裁判所の許可なくして申立て前の債務を弁済することができません。後述の例外はありますが、チャプター11 申立て前に発生した債権は、原則として、一旦全て権利行使を停止され、チャプター11 の手続を通じて弁済されることになります。なお、オートマティック・ステイを含むチャプター11 の効力は、米国内に

限られず全世界に及ぶものとされています。

チャプター11では、債務者は事業を継続しながら再建計画（Plan）を立案し、債権者による再建計画への賛成や裁判所の承認を経て再建を図ります。多くの場合、債務者は新たな融資（DIP Finance）を確保して運転資金を調達しつつ、事業譲渡や費用削減などを進めて、最終的に再建計画によって債務の減免や返済条件の変更を行います。

再建計画が債権者の決議と裁判所の認可を経て確定すると、債務者はその計画に従って債務整理を実行し事業の再建を図ります。一方、再建が頓挫した場合や事業の買い手が見つからない場合には、チャプター11 手続が清算型のチャプター7に移行することになります。

Ⅲ 取引債権者の取り扱い

取引先がチャプター11を申立てた場合、取引債権者は、通常、原則として、債務者に対する無担保債権者として手続に参加することになります。チャプター11では、債権は共益債権、優先債権、無担保一般債権、担保付債権、株式に分類されますが、取引債権者が有する債権は、通常は、原則として無担保一般債権となります。

無担保債権者は、優先度の低い債権区分に属し、銀行などの担保付債権者やDIP融資の返済が優先された後に、残余があれば配当を受けることになります。取引債権者は無担保債権者であることが多いことから、原則として、再建計画の下で債権額の一部カットや分割払い等の弁済を受けることになります。

もっとも、取引債権者の申立前債権は必ずしも無担保一般債権として債権カットの対象となるわけではなく、一定の場合には支払を受けることができる場合もあります。取引債権者としては、どのような場合に支払を受けることができるのかを知り、支払を受けることができるように適切に対応することが重要です。

申立前債権であっても支払を受けることができる場合として、以下が挙げられます。

第一に、チャプター11申立ての直前20日間に債務者に納入した商品の売掛代金については、503条(b)(9)に基づき共益債権として扱われるため、法律上は、他の一般無担保債権に優先して支払を受けることができます。

第二に、製造業などにおいてはサプライチェーンの維持が事業の継続に必須であることから、債務者が裁判所の許可を得て、サプライチェーンの維持のために必要な申立前債権について、例外的に支払をすることがあります。

一般的に、そのような取り扱いがされるものとして、クリティカル・ベンダー（Critical Vendor）に対する支払があります。債務者企業が、クリティカル・ベンダーと認定した取引先については、申立前債権であっても支払がなされます。

また、外国ベンダーについても、外国では米国のチャプター11の効力を強制できないことから、サプライチェーンを維持するために申立前債権であっても支払がなされる場合があります。

債務者は、無担保一般債権である申立前債権の支払をする場合、裁判所の許可を求めるモーションの申立てをし、裁判所の許可が下りれば、支払うことになります。

Ⅳ 取引債権者が取るべき対応策

取引先企業がチャプター11を申立てた場合、取引債権者としては以下の対応を取ることが考えられます。

(1) 状況の確認

まず最初に、自社の債権額や取引関係の基本的事項を正確に把握します。チャプター11を申立てたのが自社と直接取引のあるどの法人か（グループ企業の場合、親会社なのか子会社なのか）を確認し、その法人に対する未回収債権はいくらあるのか、担保権の有無、相殺可能な債務がないか、といった点を洗い出します。たとえば海外子会社経由で取引をしている場合は、申立てをした親会社とは別法人に対して債権を有していることもあります。債権届出は基本的には法人毎に別々に行います。

また、自社が債務者企業に対して売掛金と買掛金の両方を有している場合、相殺ができる可能性があります。ただし、相殺の実行には裁判所の許可が必要であり、日本における相殺権の行使とは異なることから、専門的な検討が必要となります。

このような状況の確認により、自社の受ける影響の大きさ（回収不能リスクの大小等）を把握するとともに、今後の対応方針を検討します。

(2) 倒産手続に関する情報収集

債務者がチャプター11を申立てた後は、裁判所から債権者宛に手続開始の通知が郵送されてくるのが一般的です。しかし海外取引の場合、通知が届かなかったり見落とされたりする可能性もあります。そのため、債務者企業の裁判所のウェブサイトやプレスリリースを通じて、手続の進捗情報を収集することが重要です。大企業の場合には、チャプター11に関する特設ウェブサイトが開設されることが一般的です。

情報収集としては、ファーストデイ・モーション（First Day Motions）と呼ばれる、申立て直後に債務者が裁判所へ求める各種許可申立ての内容を確認することで、事案全体の概要の初期的情報を入手することができます。ファーストデイ・モーションには、運転資金確保のためのDIPファイナンスの承認や、給与支払の許可など、債務者の事業継続に不可欠な措置が含まれます。また前述のとおり、クリティカル・ベンダーへの支払許可に関する申立てが行われることもあります。これらの最初期の動きを把握することで、債務者企業が今後も事業を継続できる見通しがあるか、自社の債権回収にプラスかマイナスか、といったことを早期に判断できます。

(3) 債権届出（Proof of Claim）の準備と提出

チャプター11で配当を受けるためには、所定の期限内に債権届出を行う必要があります。債務者企業から届く通知やウェブサイト、債権届出の期限（Bar Date）が掲載されるので見逃さないように注意することが重要です。届出には米国倒産裁判所の書式を用い、債権額やその根拠となる取引内容を記載するのが一般的です。債権届出の期限を過ぎると、原則として配当対象から除外されることになります。期限徒過について正当な理由がある場合には裁判所の判断により例外的に配当されますが、実際には救済されることは稀です。なお、前述の20日以内納入分の共益債権（503条(b)(9)請求権）についても、別途所定の手続で共益債権としての届出を行う必要があります。そのため債権届出を確実にし、自社の債権が正式に認められるようにすることが重要です。

(4) 今後の取引継続と条件見直しの検討

債務者企業のチャプター11の申立て後に、取引債権者は申立て後の新たな取引についてどのように対応すべきかの検討を迫られるのが通常です。チャプター11申立て後に債務者が発注する商品・サービスについては、代金債権は共益債権として扱われるため、法律上は優先的に支払われ、債権カットの対象になりません。このように申立て後の取引債権は法律上保護されています。また、取引継続をすることで、取引先の喪失による売上減を回避することもできます。もっとも、共益債権として法律上保護されているとしても、債

務者の資金繰り悪化が深刻な場合には、支払原資がないために、支払われないリスクも否定できません。また、チャプター11 からチャプター7 に移行するいわゆる二次破綻をすることもあります。そこで、債務者企業がチャプター11 を申立てた後に取引を継続するには、債務者企業の再建可能性を見極める必要があります。

(5) クリティカル・ベンダーとしての交渉

自社が債務者にとって事業継続上不可欠な供給者である場合、クリティカル・ベンダーとして特別扱いがされる可能性があります。クリティカル・ベンダーに指定されると、債務者は裁判所の許可を得た上で、申立前債権の一部または全額を早期に支払うこととなります（分割支払の場合もあります）。もっとも、そのような取り扱いの見返りとして、債務者企業は、取引先企業に対し今後も従来どおりの条件での供給継続を求め、そのような内容の契約書（Critical Vendor Agreement）の締結をすることが求められるのが一般的です。なお、クリティカル・ベンダーの指定はあくまで債務者側の裁量である点に留意が必要です。

(6) 双務未履行契約の解除と倒産解除条項の無効

既存の双務未履行契約（Executory Contract）がある場合、債務者企業は、チャプター11 を申立てた場合には、その契約を維持するか解除するかを選択できます。一方、取引先企業は、契約書に倒産申立てを解除事由に定めた条項（倒産解除条項）があったとしても、債務者企業がチャプター11 を申立てたことを理由として契約を解除することは、365 条(e)(1)により無効とされており、契約を解除することはできません。債務者企業は、この双務未履行契約の解除権を背景に、取引先企業に対して、既存契約について有利な取引条件への見直しを求める交渉をしていくこともあります。

(7) 避けるべき行動と法的リスクへの対処

申立て後の取引に際して、取引債権者は米国連邦倒産法上の禁止行為に抵触しないよう注意する必要があります。たとえば、債務者に対し「申立前債権を支払わなければ今後の出荷を停止する」と通告することは、オートマティック・ステイの違反とみなされる可能性があります。そのため今後の取引の条件を交渉する際も、申立前債権の支払を取引継続の条件にすることは注意が必要です。また、申立て前 90 日以内に債務者から受け取った支払がある場合に、偏頗弁済とみなされ、返還請求を受ける可能性があります。ただし、支払が通常の商取引の範囲内で行われていた場合には偏波弁済にはあたらないと考えられます。さらに、申立て後に債務者から支払を受けた債権者は、その支払が裁判所に正式に許可されたものか確認が必要です。もし裁判所の許可なく支払われた場合には、無許可の支払として後日返還を命じられるおそれがあります。

(8) 取引条件の見直し

債務者企業がチャプター11 を申立てた場合には、取引条件について見直しを検討することになるのが通常です。具体的には、掛売りを継続する場合でも支払サイトの短縮や、前払い・現金同時払いに切り替える、追加出荷にあたっては確実な代金回収策（保証金やスタンバイ LC の取得など）を講じる、といった対応が考えられます。

V おわりに

取引先がチャプター11 を申立てた場合には、米国連邦倒産法の基本と手続の流れを理解し、迅速に適切な対応を取ることで、債権回収額を増やすことや、ビジネスへの悪影響を最小化することができます。他方で、



米国連邦倒産法の知識に欠ける場合には、誤った対応をしてしまい、損害が拡大すること考えられます。チャプター11は米国の法制度であり、日本の倒産法と異なる点も多く、また、迅速かつ専門的な判断をすることが求められます。そのため、日本企業としては、取引先がチャプター11を申立てた場合には、社内で抱え込まず、米国連邦倒産法に詳しい弁護士などに早期に相談することも選択肢といえるでしょう。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com